

世田谷区本庁舎等整備に係る移転業務等委託プロポーザル

質問に対する回答書

NO	資料名	頁	質問内容	回 答
1	仕様書 別記 1	1	現状調査にあたり、連番シール(小)を物品に貼付する事は可能か？	各所属の業務上の支障にならない大きさ・位置であれば貼付可能です。 ただし、作業終了後には貼付物に跡が残らないものを使用してください。
2	仕様書 別記 2	5	指定する場所への搬出とは、屋外になるのか？その距離は？	現在、第1庁舎、第2庁舎、城山分庁舎（本庁舎敷地より約300m先）敷地の屋外を想定しています。
3	資料 2 資料 3		「資料 2 全体スケジュール」における「3～6」の物量が「資料 3 ①移転物量表」と「資料 3 ②移転文書量表」のどの部分に該当するか教えてください。	〔3 青葉橋倉庫〕については、資料 3 ①（物量）では“庁舎・建物名”が「青葉橋（シャッター倉庫①）」、「青葉橋（シャッター倉庫②）」「青葉橋（衛生資材倉庫）」の物品が該当します。資料 3 ②（文書量）については、「青葉橋試験場」の文書が該当します。 また、〔5 玉川総合支所〕については、玉川仮庁舎から旧玉川高校へ机・椅子などの什器を移転する可能性もありますが、現在の想定では、本庁舎（1庁4階等）から旧玉川高校へ移転させる想定です。（仮に、玉川仮庁舎から旧玉川高校へ什器等を移転した場合、移転した什器の物量分、本庁舎（1庁4階等）から旧玉川高校へ移転する物量が減少することになります。） なお、〔4 教育センター・中央図書館〕及び〔6 旧玉川高校〕から移転する物品、文書は無い想定です。

4	資料2 資料3	都市整備領域（1庁4階）に「道路・交通政策部」と「防災街づくり担当部」と「共用部」も含まれますか？	<p>「道路・交通政策部」のうち、道路管理課、道路指導課分は“都市整備領域（1庁4階）”に、道路計画課、道路事業推進課、交通政策課分は“都市整備領域（城山分庁舎）”に含まれます。</p> <p>「防災街づくり担当部」分は、全て“都市整備領域（1庁4階）”に含まれます。</p> <p>また、“都市整備領域（1庁4階）”には、第1庁舎4階の共用部の物量も含まれます。</p>
5	資料2	「資料2全体スケジュール」について、各項目の「所属」はまとめて移転作業をする予定でしょうか？（例えば、No. 22は同一行程で移転作業を行う。）	<p>必ずしも1週末での移転を必須条件とするものではありません。今後、詳細な移転計画を策定していく中で、関係所管とも協議のうえ、移転日時を検討することになります。</p> <p>なお、「資料2 全体スケジュール」のうち、No. 7～10の旧玉川高校への移転については、令和2年度年末年始（12月28日夜間～1月2日）に移転作業を完了する必要があります。</p>